

## 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書

入札参加者は、この「吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）」のほか、「制限付一般競争入札実施要領」（以下「電子入札公告」という。）及び「吹田市電子入札心得書（一般競争入札）」（以下「電子入札心得書」という。）の内容を遵守するとともに、「設計図書」、「吹田市財務規則」及び「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」等その他契約締結に必要な条件を承認のうえ、入札しなければならない。

## 1 入札の手続等（一般事項）

- (1) 吹田市電子入札システム（以下「システム」という。）により競争参加資格確認申請書及び入札書の提出等の手続を行う。

○吹田市ホームページの「電子入札」

URL ( <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1017987/index.html> )

- (2) システムの操作マニュアルについては、吹田市ホームページの「操作マニュアル」よりダウンロードすることができる。

○吹田市ホームページの「操作マニュアル」

URL

( <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1017987/1017989/1004112.html> )

- (3) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、参加を希望する入札の競争参加資格確認申請書の提出期限までに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、及びシステムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）を完了していること。
- (4) 競争参加資格確認申請書に添付する資料及び積算内訳書（入札参加者用）等の必要書類は、原則として電子ファイルとしてシステムにより提出すること。

ア 提出する電子ファイルは、システムより様式ダウンロードして作成すること。なお、電子ファイルの形式は **Microsoft Excel** 又は **PDF** とすること。

イ システムにより提出する書類は、事前にウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認した後に提出すること。

- (5) システムの利用時間は午前9時から午後5時（土曜・日曜及び国民の祝日を除く。）までのシステム稼働中とする。

## 2 予定価格等の公表

「予定価格」及び「最低制限価格」を次のとおり公表する。

(1) 予定価格

「電子入札公告」及びシステムにより事前公表

(2) 最低制限価格

システムにより事後公表

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 【単体企業の場合】

単体企業としてＩＣカードを取得し利用者登録を完了しており、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 「電子入札公告」に定めた入札参加資格を全て有している者であること。

イ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）別表第１の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち、「電子入札公告」に定める業種について、同法第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。

なお、一般建設業の許可又は特定建設業の許可の別は「電子入札公告」によるものとする。

エ 本市の入札参加有資格者名簿登載事業者であり、参加希望業種又は順位を「電子入札公告」に定める業種又は順位としていること。

オ 「電子入札公告」に定める業種（「解体工事」の場合は、「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」とする。）に関し、主任技術者又は監理技術者（配置技術者については、「電子入札公告」によるものとする。）を１名以上工事現場に配置できること。ただし、請負金額が４，５００万円以上（建築一式工事は９，０００万円以上）の工事の場合は工事現場に専任配置できること。

また、競争参加資格確認申請書提出最終日（以下「入札参加資格確認申請受付最終日」という。）において、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）

カ 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、入札参加資格確認申請日において、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）

キ 公告の日から落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ク 公告の日から落札決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等

の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

ケ 入札参加資格確認申請受付最終日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを本市（総務部契約検査室）に提出していること。

コ 「電子入札公告」に定める業種について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

サ 建設業法施行規則第18条の2に違反していないこと。

シ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

ス 吹田市工事成績評定結果活用要領（平成26年3月7日制定）に基づく入札参加制限措置を受けていないこと。

**(2) 【特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の場合】**

ア 代表者が単体企業としてICカードを取得し利用者登録を完了しており、(1)に掲げる要件を全て満たしている者であること。また、代表者を除く構成員の全てが(1)に掲げる要件をカを除き満たしている者であること。

イ JVの結成に当たっては、「電子入札公告」に示す要件を全て満たしていること。

**(3) 【事業協同組合（以下「組合」という。）の場合】**

ア 代表者が組合としてICカードを取得し利用者登録を完了しており、(1)に掲げる要件を全て満たしている者であること。

イ 組合員の全てが(1)キ及びクの要件に該当する者であること。

#### 4 入札参加申請手続

入札参加希望者は、次のとおり競争参加資格確認申請書及び入札参加資格確認申請に係る添付資料をシステムにより提出（以下「入札参加申請」という。）し、本市の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者及び競争参加資格確認通知書の競争参加資格の有無欄において「無」と通知を受けた者は、当該入札に参加することができない。

**(1) 入札参加申請**

**ア 提出方法**

入札参加申請については、システムにより行うものとし、郵送、電送、電報又は持参等による申請は受け付けない。

**イ 申請受付期間**

「電子入札公告」による。

入札参加申請には時間を要するので、提出は余裕を持って行うこと。

**(2) 入札参加資格確認申請に係る添付資料は、システムから様式ダウンロードして作成すること。**

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

(1) 入札参加資格の確認については、申請時にシステムが行う審査（以下「事前審査」という。）、開札から落札候補者決定までに行う審査（システムにより添付された書類等の審査）及び開札後に落札候補者から提出させる証拠書類に基づいて行う審査（以下「事後審査」という。）の3段階に分けて実施する。

(2) 事前審査の結果については、システムにより通知する。

(3) 結果通知日

「電子入札公告」による。

6 現場説明会

実施しない。

7 設計図書等の交付方法

「電子入札公告」による。

8 4週8休工事

4週8休対象工事は特記仕様書等で定めるので、案件ごとに確認すること。

9 設計図書等に対する質疑及び回答

(1) 質疑書の提出

ア 質疑書の提出方法

本市ホームページから様式をダウンロードし電子メールにより提出すること。

電子ファイルの形式は Microsoft Excel 又は PDF とし、送信の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。なお、電話等による質疑は一切受け付ない。

また、質疑には商号又は名称を特定する記載及び見積り金額に関する記載は行わないこと。

イ 質疑受付締切日時

「電子入札公告」による。

使用機器等の障害発生に備えて、提出は余裕をもって行うこと。

ウ 送信先メールアドレス

keiyak\_situgi@city.suita.osaka.jp

(2) 質疑に対する回答

ア 回答方法

本市ホームページに掲載する。

○吹田市ホームページの「質疑回答」

URL ( <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1017987/1017988/index.html> )

イ 回答掲載開始日時

「電子入札公告」による。

10 入札等の延期又は中止

システムに障害が発生した場合、その他特別な事情がある場合には、入札等を延期又は中止することがある。

11 入札参加者数による入札成立の要件

入札参加者が1者であっても入札は成立するものとする。

12 緊急連絡事項の確認

当該入札執行の延期、中止又はその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、緊急連絡事項を定期的に確認すること。

なお、緊急連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本市は一切の責めを負わない。

○吹田市ホームページの「緊急連絡事項」

URL ( <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1021115/index.html> )

13 入札書の提出

(1) 入札書の提出方法

ア システムにより入札書を提出するものとし、郵送、電送、電報又は持参等による入札は受け付けない。なお、入札金額（税抜）のほか任意の電子くじ用数値（3桁まで）を必ず入力すること。

イ システムにより入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(2) 入札書受付期間

「電子入札公告」による。

(3) その他

入札書の提出に際しては、次の事項に留意すること。

ア 入札書の入力には注意して正確に行い、入力内容を確認のうえ、入札書の提出を行うこと。

イ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、受付期間内に余裕を持って入札書の提出を完了すること。

14 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、システムにより入札書を提出した後は、入札を辞退することができない。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札書の受付期間中にシステムにより入札書に替えて入札辞退届を提出するものとする。
- (3) 入札書の受付期間を経過しても入札書が未着の場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

#### 15 積算内訳書（入札参加者用）の提出

システムから様式ダウンロードして積算内訳書（入札参加者用）を作成し、必ず入札書に添付すること。なお、積算内訳書（入札参加者用）の合計金額（税抜）は入札金額に一致すること。また、添付ファイルの形式は Microsoft Excel 又は PDF とし、添付の際には必ず事前にウィルスチェックを行うこと。

#### 16 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって請負代金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

#### 17 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。

#### 18 開札日時

「電子入札公告」による。

#### 19 落札候補者の決定

- (1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

○吹田市ホームページの「電子くじ」

URL

( <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1017987/1017989/1004105.html> )

## 20 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、証拠書類を提出すること。

### (1) 提出日時

「電子入札公告」による。ただし、現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的に雇用していることを確認する書類については、公告に記載する日時を提出期限とし、不備があった場合の提出期限を開札の行われた日の翌日（その日が吹田市の休日に関する条例（平成2年条例第24号）に規定する市の休日（以下、「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の翌日）の午前中とする。提出期限までに提出されない場合は、本市が指示した条件に違反して入札した者の入札とみなし、入札を無効とする。

### (2) 提出場所

吹田市総務部契約検査室

### (3) 提出書類

「電子入札公告」による。

### (4) 提出された証拠書類については、返却しない。

## 21 誓約書の提出の確認

事後審査の対象者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書をシステムから様式ダウンロードして提出すること。

## 22 入札の無効

次の（1）から（8）に該当する入札は無効とする。

- (1) 「共通入札説明書」及び「電子入札公告」に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 「電子入札公告」及び「電子入札心得書」に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 設計図書を販売する場合において、設計図書を購入しない者がした入札
- (4) 「入札参加資格確認申請に係る添付資料」・「積算内訳書（入札参加者用）」の添付がない又は必要事項が記載されていない入札
- (5) 積算内訳書（入札参加者用）に記載された合計金額（税抜）と入札金額が一致しない入札
- (6) 入札参加資格確認に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (7) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者がし

た入札

- (8) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当した者がした入札

## 23 入札の失格

予定価格を公表した入札において、予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る入札は失格とする。

## 24 落札者の決定

- (1) 落札候補者について、開札後に「電子入札公告」で示した証拠書類に基づく事後審査を行い、入札参加資格を確認した結果、適格者を落札者として決定する。なお、落札候補者は、本市からの連絡にすぐに対応できるように待機しておくこと。
- (2) 確認の結果不適格となった場合は、次順位者を落札候補者として「電子入札公告」で示した証拠書類を提出させ、事後審査を行う。以降、順次事後審査を行い落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定については、システムにより入札参加者全員に通知する。
- (4) 事後審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。

## 25 落札後の提出書類

「電子入札公告」により、議会の議決を付すべき案件となっている場合は、落札者は以下の書類を速やかに提出すること。なお、各書類には落札者又は落札者であるJVの構成員の所在地、商号又は名称、代表者氏名又は受任者氏名を明記し、落札者又は落札者であるJVの構成員の社印及び代表者印又は受任者印を必ず押印すること。

また市議会用資料の基礎となるので、内容について十分精査したうえで提出すること。

### (1) 提出場所

吹田市総務部契約検査室

### (2) 提出書類

ア 財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）

株主総会で議決承認を受けた最新のもの

イ 営業の沿革 最新のもの

ウ 工事経歴書 過去2年間の「電子入札公告」に定める業種の実績で完成済みのもの10件程度を官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に

掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人。)発注  
工事を中心に記入すること。

(3) 提出された証拠書類については、返却しない。

## 26 契約の締結

(1) 契約の締結にあたっては、契約書(契約内容を記載した電磁的記録を含む。)の作成を要する。

(2) 議会の議決を付すべき案件については、市議会の議決を経るまでは仮契約とし、可決後に本契約としての効力が生ずるものとする。

(3) 議会の議決を付すべき案件としているものであっても、前号の規定によらず、市長の専決処分により市議会の議決を経ることなく、本契約を締結する場合がある。

## 27 落札決定の取消し及び仮契約の解除

(1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者(落札者がJVの場合は、その構成員を含む。以下同じ。)が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき

イ 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき

ウ 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき

エ 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

カ 電子入札心得書第11条第8号に該当する行為があったと認められるとき

キ 正当な理由がなく、本市工事請負契約等に係る発注要領第44条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) (1)により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

(3) 「電子入札公告」により、議会の議決を付すべき案件となっている場合は、落札者が本契約までの間に、(1)のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することができる。

(4) (3)により仮契約を締結せず、又は、仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

## 28 契約保証金

落札者は、請負代金額の100分の10以上の額を保証する次の(1)～(5)に掲げるいずれかの契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が  
確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- (4) 当契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

## 29 その他

「吹田市財務規則」、「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」及び「電子入札心得書」については、本市ホームページで確認すること。

## 30 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室

電話(直通) 06-6384-1489